

I. はじめに

12月14日に平成30年度の税制改正大綱が公表されました。所得税の抜本改革を含む個人への増税が際立つ一方で、賃上げや設備投資に積極的な企業への減税が手厚い内容となっています。また、観光や環境に関連した新税も導入されました。

今年最後の Seiwa Newsletter では、これらの税制改正のうち主な項目について解説します。

II. 個人へ影響する主な改正

(1) 所得税の見直し (増税/減税)

現代の多様な働き方に対応するため、平成32年度から所得税の仕組みが大きく変わります。

まず、基礎控除は一律10万円引き上げられ、48万円になります。ただし、所得金額2,400万円超から控除額が低減し、2,500万円を超えると基礎控除が適用できなくなります。

一方で、給与所得控除は一律10万円引き下げられ、最低55万円になります。また、上限額が220万円(給与収入1,000万円超)から引き下げられ、195万円(給与収入850万円超)で頭打ちとなります。

この結果、給与収入850万円超の会社員は増税となり、自営業者やフリーランスで働く人は、基礎控除が増えるため、税負担が軽くなります。

ただし、22歳以下の子どもや介護が必要な扶養家族がいる場合、給与収入が850万円超であっても増税されません。この点、子育て世代等へ配慮されています。

【図表1】基礎控除及び給与所得控除への影響額

給与収入	控除の減少額
850万円超 1,000万円以下	0~15万円 (850万円を超える額の10%)
1,000万円超 2,400万円以下	15万円
2,400万円超 2,450万円以下	31万円
2,450万円超 2,500万円以下	47万円
2,500万円超	63万円

なお、公的年金等控除についても、一律10万円の引き下げと限度額(195万5千円)の頭打ちという、同様の増税が手当てされています。高額年金収入を得ている高齢者にも広く負担を求める目的です。

(2) たばこ税の見直し (増税)

たばこ税は8年ぶりに増税されます。紙巻きたばこは1本当たり3円、平成30年10月から4年かけて段階的に引き上げられ、平成34年には1箱当たり60円の増税となります。加熱式たばこも同様に、5年間で段階的に税率を引き上げ、最終的に紙巻きの70~90%程度の税額とします。

近年、「アイコス」など加熱式たばこの人気が高まっていますが、この加熱式は小売価格に占めるたばこ税の割合が紙巻きに比べ大幅に低く、これが課税の不公平感や税収の減少をもたらしていました。メーカー各社が増税分を小売価格に転嫁すれば、加熱式たばこの人気にも影響が及びそうです。

(3) 国際観光旅客税の創設 (増税)

政府は平成32年に訪日観光客4,000万人の誘致を掲げており、この目標に向けて、出入国手続きの自動化や観光プロモーションの促進、文化財など観光資源の整備のための財源確保として、新税の導入を決めました。

訪日外国人が日本から帰国するほか、日本人が旅行や出張で出国する際に、1人当たり1,000円がチケット代に上乗せされる形で徴収されます。平成31年1月7日以降の出国者が対象となり、出国のたびに課税されますが、航空機・船舶の乗員や2歳未満は対象外です。

(4) 森林環境税の創設 (増税)

森林保全を目的とした新税が創設されました。森林は地球温暖化の防止や土砂崩れ・洪水などの災害を防ぐ役割がありますが、近年は森林所有者の経営意欲の低下や所有者不明による荒廃が懸念されており、整備のための財源が必要となっていました。東日本大震災の復興予算として現在住民税に上乗せされている1,000円の徴収が平成35年度に終了するため、平成36年度から同額がこの森林環境税へ切り替わります。

(5) 社団法人等に関する相続税・贈与税の見直し (増税)

これまで、親が社団法人等に資産を移し、子どもに代表を継がせることで贈与税・相続税の課税を逃れる行為が行われているとの指摘がありました。この状況を改善するため、社団法人等の理事もしくは5年以内に理事であった者が死亡した場合、同族要件を満たす社団法人等自体に相続税が課せられます。

本改正は平成30年度から適用となりますが、同年4月1日時点ですでに存在している社団法人等には3年間適用が猶予されます。

III. 企業へ影響する主な改正

(1) 賃上げや設備投資の拡充による減税 (増税/減税)

本税制改正における企業向け減税の目玉であり、賃上げや設備・人材投資等に積極的に取り組む企業に対して法人税負担を引き下げる改正です。近年、企業が多額の内部留保をため込んでいるとの批判があり、税制優遇でメリハリをつけて、企業に賃上げや投資の拡大を促す目的で見直されました。

まず、大企業向けの所得拡大促進税制が改正され、一定の賃上げと国内設備投資を達成した企業は給与等支給額の増加額の 15~20%が法人税から控除できます。中小企業向けの要件はこれより緩和されており、最大 25%の税額控除が可能です。適用期間は平成 30 年度から 3 年間です。

【図表 2】 所得拡大促進税制の改正概要 (大企業)

	現行制度	改正案
要件	一定以上の賃上げを達成 ① 給与等支給額が平成 24 年度から一定以上増加 ② 給与等支給額が前年度以上 ③ 賃上げ率 2%以上	一定以上の賃上げと国内設備投資を達成 ① 賃上げ率 3%以上 ② 国内設備投資が減価償却費の 9 割以上 ※ 教育訓練費を増加させた企業への支援を強化
税額控除	給与等支給額の平成 24 年度からの増加額の 10% (法人税額の 10%を上限)	給与等支給額の前年度からの増加額の 15% (法人税額の 10%を上限) ※ 教育訓練費増加企業は 20% (同 20%が上限)

また、生産性向上に資する IoT (Internet of Things) 投資促進税制が新設されました。一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取組について、それに必要となるシステムやセンサー・ロボット等を導入した場合に、特別償却 30%又は税額控除 3% (賃上げを伴う場合は 5%) (法人税額の 15・20%が上限) が選択適用できます。この適用を受ける場合、事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣による認定を受け、対象設備に 5,000 万円以上投資する必要があります。平成 33 年 3 月 31 日までに実施された投資が対象です。

一方で、下記の要件に該当する大企業については、賃上げや設備投資に消極的とみなされ、生産性の向上に資する租税特別措置法、具体的には研究開発税制や上記の IoT 投資促進税制の適用が受けられないというペナルティがあります。

- 所得金額が前年度を上回る
- 平均給与等支給額が前年度以下
- 国内設備投資額が当期減価償却費の 1 割以下

(2) 事業承継税制の見直し (減税)

後継者問題に直面する中小企業の円滑な世代交代を促すため、事業承継税制が抜本的に見直されます。

今後 10 年の間に、引退平均年齢とされる 70 歳を超える中小企業経営者は 245 万人になりますが、その半数が事業承継の準備を終えていない状況です。そこで【図表 3】に示した改正により、後継者が事業を続ける限り相続税の納税を先送りできるため、スムーズな事業承継が期待できます。改正後 5 年以内に承継計画を作成することを条件に、今後 10 年間(平成 30~39 年)で行われる事業承継に適用されます。

また、近年は身内が事業を引き継がないケースも多いため、贈与・相続だけでなく、M&A で事業承継する場合についても、不動産取得税や登録免許税の減免措置が図られます。これにより多様な形態に応じた経営引継ぎを加速させる狙いです。

【図表 3】 事業承継税制の改正概要

	現行制度	改正案
相続税額の猶予	全株式の 2/3 を対象に相続税額の 80%まで納税を猶予	全株式を対象に相続税額 100%の納税を猶予
猶予の対象	1 人の先代経営者から 1 人の後継者へ贈与・相続される場合のみ	親族外を含む複数の株主から代表者である後継者 (最大 3 人) への承継が対象
雇用条件	事業承継後 5 年間平均で雇用の 80%を維持 (維持できなければ猶予された税額を納付)	左記条件が維持できなくても経営悪化等が理由であれば猶予は継続
税額の算出方法	承継時の評価額により納税額を計算	売却時や廃業時の評価額を基に納税額を計算 (承継時に計算された納税額との差額は減免される)

(3) 大企業における電子申告の義務化

資本金の額が 1 億円を超える大企業については、平成 32 年 4 月 1 日開始事業年度(消費税は同日以後開始の課税期間)より、法人税及び地方法人税、法人住民税、法人事業税並びに消費税の申告について e-TAX での提出が義務付けられます。一方で、税務申告の電子化に対応するため、一部添付書類の提出義務の撤廃やスキャナにより画像化されたデータでの提出が認められるようになります。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>